

第8章 避難対策

【本章における対策の基本的な考え方】

避難対策の強化

市民の避難に備え、事前に十分な避難場所や避難所を指定し、避難体制を整備しておく必要がある。特に新型コロナウイルス感染症のような感染症対策に万全を喫するため、各避難所が過密になることで感染を拡大させないよう、通常より多くの避難所を開設し、より多くの避難先を確保する必要がある。

また、避難所の生活環境の向上を図り、多様なニーズに応えるための備蓄物資の拡充などにより、被災者支援対策を強化する。

要配慮者支援対策の強化のため、福祉避難所の拡充を図り、直接避難を可能とする協定の締結を推進する。

さらに、自宅等で避難生活を送る在宅避難を促進するとともに、在宅避難者者への支援を拡充させていく。

第8章 避難対策

現在の到達状況と課題

- 令和2年12月に「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、感染症拡大防止に向けた取組みを進めている。
- 避難場所や避難所の周知のため、標識の多言語化を図るなど案内板の更新を実施
- 一般の避難所での生活が困難な方に対して開設が必要となる福祉避難所の指定数の不足が想定されることから、直接避難を可能とする福祉避難所の協定締結を進めている。
- 自宅等で避難生活を送る在宅避難者への支援を行う体制を構築する必要がある。
- 避難所については、非構造部材の耐震化を図るなど更なる安全性を確保していく必要がある。
- 避難生活環境の向上を図るため、生活様式の変化や多様なニーズ等を踏まえ、避難所の防災機能の向上を図る必要がある。
- 災害発生後、速やかな避難所の開設と円滑な運用が可能となるよう、避難所運営の中心となる人材の確保をはじめとした避難所運営体制を構築していく必要がある。

具体的な取組

《予防対策》

避難体制の整備

- 避難体制の整備
- 在宅避難者に対する支援体制の整備

避難所・避難場所等の指定・安全化

- 避難所等の指定・安全化
- 避難場所の指定・安全化
- 避難道路の整備

避難所の管理運営体制の整備等

- 避難所の管理運営体制の整備
- 福祉避難所の開設・運営強化
- 被災動物対策の推進

《応急・復旧対策》

避難誘導等

- 避難の方法
- 避難者への対応
- 避難指示等の決定等
- 避難誘導

避難場所の開設・管理運営

- 避難者の安全確保
- 避難所等への誘導

対策の方向性と目標

- ◆避難所における過密状態を避けるため、在宅避難をはじめとする分散避難について推奨し、災害時在宅生活支援施設の利用や支援など、在宅避難者への迅速かつ確執な支援を行う体制を整備する。
- ◆民間福祉施設の協力を得て、福祉避難所の拡充を進める。
- ◆空調設備や充電設備の確保など、避難生活環境を向上させるために必要となる対策に取り組む。
- ◆避難所運営訓練の実施やマニュアルの見直しに継続して取り組み、避難所管理運営体制の整備を図る。
- ◆避難所における感染症対策についてガイドラインの内容を踏まえつつ、必要な物資の確保や運営方法の見直しを行う。
- ◆ペットの被災対策等について獣医師会と連携して取り組む。
- ◆小中学校の校庭について、避難所開設時のテント泊スペースとしての使用について検討する。

～被害想定（多摩直下地震）～

被害項目	想定される被害	被害項目	想定される被害
避難人口	最大 33,065 人	疎開者人口	最大 11,573 人
避難生活者数	最大 21,493 人		

具体的な取組

《応急・復旧対策》

避難所の開設・管理運営

- 避難所の開設
- 避難所の管理運営
- 福祉避難所の設置及び運営
- 避難所を補完する施設の利用
- 避難所の衛生管理
- ボランティアの受入

動物救護

- 被災動物の適正管理
- 避難所における飼育
- 災害時における被災動物の保護

在宅避難者等への支援

- 在宅避難者への支援
- 災害時在宅生活支援施設の運営
- 在宅避難者の把握
- 在宅避難者への情報提供
- 車中泊への対応

被災者の他地区への移送や受入

- 被災者の他地区への移送
- 他地区からの避難者の受入

第1節 現在の到達状況と課題

1. 避難体制の整備

- 令和2年12月に「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、感染症拡大防止に向けた取組の周知を実施している。
- 避難場所や避難所の周知のため、標識の多言語化を図るなど案内板の更新を実施している。
- 市民が自宅や周囲で被災を免れた際には、自宅での生活を継続できるよう、自助の防災力を高め、在宅避難者を増やすとともに、災害時在宅生活支援施設の拡充及び施設運営の支援者の確保を進める必要がある。
- 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が安全かつ迅速に避難できるようにするため、災害時の避難支援体制の充実を図る必要がある。

2. 避難場所等の指定及び安全化

- 学校の校庭や大規模な公園に加え、協定締結による大学の敷地や災害時協力農地等を避難場所として確保する取組を進めている。
- 災害時協力農地の拡充を図るとともに、耐震性・耐火性が確保された建物で囲まれた広場等を避難場所に指定する等、避難場所の指定を拡充していくとともに、その周知が必要である。
- 避難所については、非構造部材の耐震化を図るなど更なる安全性を確保していく必要がある。
- 一般の避難所での生活が困難な方に対して開設が必要となる福祉避難所の拡充が必要であり、直接避難を可能とする福祉避難所の協定締結を進めている。
- 避難生活環境の向上を図るため、生活様式の変化や多様なニーズ等を踏まえ、避難所の防災機能向上を図る必要がある。

3. 避難所の管理運営体制の整備

- 各避難所の運営マニュアルを策定し、避難所運営連絡会の開催、避難所開設運営訓練等を実施し、避難所の管理運営体制の整備に取り組んでいる。
- 避難所運営を担う公助の防災力及び避難所運営を支援する共助の防災力を高めるとともに役割分担を明らかにする等、避難所運営体制の強化を進める必要がある。
- 避難所における健康状態の悪化を避けるため、過密状態の防止や感染症対策を推進する必要がある。

第2節 対策の方向性と目標

1. 避難体制の整備

- ◆市民への避難行動の周知を図るとともに、日頃より、市民に対する避難場所の位置や役割等を周知する。
- ◆避難所における過密状態をさけるため、在宅避難（自宅における避難生活）をはじめとする分散避難について推奨し、通知する。
- ◆在宅避難者の数及び状況等を把握するとともに、災害時在宅生活支援施設の利用や支援など、在宅避難者への支援を行う体制を整備する。
- ◆民間福祉施設の協力を得て、福祉避難所の拡充を進めるとともに、各施設管理者等と連携を図り、運営方法や支援方法について協議を進める。

2. 避難場所等の指定及び安全化

- ◆災害時に近隣住民が避難場所として利用できる災害時協力農地の拡充を図るとともに、耐震性、防火性の高い建物で囲われた広場等を避難場所に指定するなど、不足する地域における避難場所の確保に取り組む。
- ◆避難所は、避難場所とは異なり、自宅での生活が困難となった被災者の生活の場であることから、避難所の種類や位置、役割、安全な避難方法について、日頃から、市民に対し周知するとともに、施設の耐震化等を実施するなど、避難所等の安全化に努める。
- ◆Wi-Fi 環境の整備や空調設備、充電設備の確保のほか、避難生活環境を向上させるために必要な資機（器）材の確保に努める。
- ◆避難経路については、（仮称）防災区画道路の拡幅整備の誘導や狭あい道路拡幅整備事業を推進し、安全な避難経路の確保を図る。

3. 避難所の管理運営体制の整備

- ◆避難所運営マニュアルの作成・見直しの実施、避難所運営訓練の実施、福祉避難所開設・運営に向けた体制の確立、避難所備蓄物資の充実等を推進し、避難所管理運営体制の整備を図るとともに、避難所の運営において、女性の参画を推進する。
- ◆ペットは、災害時においても飼い主が責任を持って飼育することとし、飼い主は、日頃からペットの被災対策として、ペットとの同行避難に備えて、避難所での飼育用のケージ・食料・飼育用品等の備蓄を行う。
- ◆獣医師会と連携して、ペットとの同行避難対策を検討するとともに、ペットの飼い主を特定できるようマイクロチップの普及啓発を行う。
- ◆避難所では、室外にペットの避難スペースを設定し、原則ケージ内で飼育する。
- ◆被災動物の関係機関との連携強化、災害時の被災動物対策に関する市民への広報・啓発を推進する。
- ◆「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の内容を踏まえつつ、避難所における感染症対策に必要な物資の確保や運営方法の見直しを行う。
- ◆男女別の更衣室・トイレ・洗濯物干場の設置、授乳室・女性専用室・介護室の設置等、女性・障がい者・高齢者・乳幼児等のニーズに配慮した施設の使用方法を確立する。
- ◆L G B Tの方に配慮した避難所運営のあり方についても検討を進める。

◆女性や要配慮者の特性に応じた生活用品や食料等の備蓄を推進するなど、物資の調達体制の整備に努める。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- 1 避難体制の整備
- 2 避難所・避難場所等の指定・安全化
- 3 避難所の管理運営体制の整備等

1. 避難体制の整備

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○避難体制の整備 ○在宅避難者に対する支援体制の整備
市民・地域	○避難体制への理解 ○地域の避難行動の周知や訓練等
東京消防庁	○区市町村等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 ○緊急通報システム等の活用 ○地域が一体となった協力体制づくりの推進
都総務局	○広域避難誘導に関する検討 ○震災対策訓練等を通じた防災行動力の向上 ○避難場所等の周知に関する区市町村との連携 ○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発
都福祉保健局	○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発
都教育庁	○都立学校に対する避難計画の作成等指導
都関係各局	○各施設における自衛消防訓練内容の充実
警視庁	○大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発

1-2. 詳細な取組内容

(1) 避難体制の整備(総務部、健康福祉部)

① 避難行動の周知

一時避難場所、広域避難場所、避難所などの役割、避難のタイミング、安全な避難方法、避難時の持ち出し品などについて、市民に周知する。また、避難指示等の意味とそれらを市民に伝えるための方法を複数確立し、市民に周知しておく。あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を啓発する。

② 避難行動要支援者支援事業の推進

避難行動要支援者の適切な避難誘導と安否確認を行うため、避難行動要支援者支援事業を推進する。

③ 避難場所標識の整備

市民や市内滞在者等の避難が安全に行われるよう、避難場所標識や案内表示の整備を推進する。

また、外国籍市民や外国人観光客への対策として、標識等について多言語化を推進する。

（2）在宅避難者に対する支援体制の整備（総務部、生活環境部、都市整備部）

ライフラインの途絶等のみで建物に被害がなく、自宅が安全で生活が可能な場合は、避難所へ避難するのではなく、自宅での在宅避難が可能なことを啓発する。

①災害時在宅生活支援施設の整備等

在宅避難を推進するため、自宅近くで炊事及びトイレの利用が可能となる災害時在宅生活支援施設の整備を推進する。災害時在宅生活支援施設は、地区公会堂、公園・児童遊園・広場などの施設に設置することとし、各住区内に2～3箇所整備する。

災害時在宅生活支援施設に配備する標準的資機（器）材は、以下のとおりとする。

- ・炊出し釜（ガスバーナーセット含む。）
- ・スタンドパイプセット（応急給水及び初期消火）
- ・薪 ・テント ・炊飯袋 ・仮設トイレ ・トイレットペーパー

災害時在宅生活支援施設は、地域の被災者支援の拠点となることから地域の住民などが中心となって運営していくため、事前に当該地域の町会・自治会等と協議の上、指定を行う。また、指定された施設においては、運営に必要なマニュアルを作成し、マニュアルに基づき運営訓練や資機（器）材の取扱方法の確認等を実施する。

市民に在宅避難生活に必要な食料や生活必需品などを備蓄するよう啓発するとともに、災害時在宅生活支援施設についての周知も行う。

②車中泊

東京都における震災時の車中泊に係る基本的な考え方にに基づき、発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、市ホームページ、三鷹市公式 Twitter その他媒体等で、予め市民に普及啓発し意識の醸成に努める。

ア 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）

イ 大地震時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼

ウ 緊急輸送道路以外の区市町村道も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること。

エ 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること

オ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうる
こと

市においては、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。

2. 避難所・避難場所等の指定・安全化

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○避難所等の指定・安全化 ○避難場所の指定・安全化 ○避難道路の整備
市民・地域	○市民は外出中の家族が集合できるよう家族の避難場所に優先順位をつけて複数決定 ○集団避難ができるよう地域の中の一時集合場所を決め、地域の住民に周知 ○総合防災訓練等を通じて、避難場所までの避難誘導訓練を実施し、避難場所の周知
東京消防庁	○消防水利の整備 ○避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認
都総務局	○指定管理者等の役割の明確化 ○避難所での避難者と帰宅困難者の受入ルールの検討 ○避難場所・避難所等の住民への周知
都環境局	○避難場所隣接地及び避難道路沿いにある高圧ガス施設の安全化
都建設局	○避難場所へ安全に避難できるよう道路や道路上の橋梁の整備 ○避難場所や救助拠点となる都立公園の整備
都水道局	○避難所への供給ルートの耐震継手化を推進
都下水道局	○避難所などからの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化
東京電力グループ 東京ガス	○避難道路沿いの施設の安全化

2-2. 詳細な取組内容

（1）避難所等の指定・安全化（総務部、生活環境部、都市整備部、教育委員会）

①避難所等の指定

市は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、災害の危険性があり避難した市民等や災害により家に戻れなくなった市民等を滞在させる施設として避難所を指定している。

ア 避難所等の種別

区分			主な役割	施設
指定避難所	避難所	地域避難所	災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設	コミュニティ・センター7施設
		学校避難所		市立小中学校22校 (一中は校舎のみ)
		協定避難所		避難所協定締結施設
	福祉避難所		通常の避難所での生活が困難な方を受入れる施設	公設福祉施設及び協定締結施設
補完施設	臨時避難所		通常の避難所への避難者が増加し受入れきれない場合等に開設する施設	市立保育園、地区公会堂など

	地域倉庫	避難所で使用するための備蓄物資等を保管する施設	
--	------	-------------------------	--

②避難所施設の安全化等

避難所に指定している建物については、防災上重要な公共建築物に位置づけられている。老朽化対策や建替え等を計画的に進め、非構造部材の耐震化などにより更なる安全化を図る。

また、避難所における生活環境を向上させるため、空調設備や充電設備等の導入を進めるほか、Wi-Fi 環境を整備し、災害時の通信手段の多重化するなど防災拠点としての機能向上を図る。

③避難所施設の拡充

避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。特に、発災直後の直接避難を可能とし、施設利用者の受入れを中心とした福祉避難所の拡充を図る。

④福祉避難所の位置付け

福祉避難所については、福祉施設との協定締結を進める中で、施設利用者の受入れを中心として発災当初より開設されるものと一般の避難所からの移動等により二次的に開設される福祉避難所とに区分し、事前の周知徹底を図る。

(2)避難場所の指定・安全化(総務部)

①避難場所の指定

ア 市は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、災害種別ごとに指定緊急避難場所を指定している。また、避難時の役割に応じて、それぞれ広域避難場所及び一時避難場所として屋外施設を位置付けている。なお、風水害時の指定緊急避難場所については、屋内施設を別途指定している。

種類		役割
指定緊急避難場所	広域避難場所 【災害種別】 ・地震 ・大規模な火事	大震災時の大規模な火事等から避難に適するオープンスペースをいう。【広域避難場所の指定基準】 ・周辺市街地の火災による輻射熱から安全を確保できる有効面積があること。 ・避難場所内部には、震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。 ・有効面積は、原則として避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間が1人あたり1㎡を確保すること。ただし、感染症が蔓延している状況下では、その倍以上を確保することが望ましい。
	一時避難場所 【災害種別】 ・地震	地震の発生に伴い周辺地域の住民が一時避難を行う場所で、安全確認の後、帰宅又は避難所への移動を行う。
—	一時集合場所	指定緊急避難場所（広域避難場所や一時避難場所）に近隣住民が集団で避難するときに住民が一旦集合するところであり、近隣住民自らがあらかじめ決めておく。

避難場所協力 農地	市と東京むさし農業協同組合との災害が発生した場合の協定に基づき指定された農地。
--------------	---

イ 効率的・効果的な避難を実現するため、指定緊急避難場所等の役割、安全な避難方法について、防災マップの作成・配布や防災訓練の実施等により市民に対し周知する。なお、一時避難場所となる各学校の校庭の鍵については、近くの消防団分団詰所に配備しており、学校長の了解のもと、学校周辺の居住者宅に鍵を配備する。（資料 0801）

ウ 市民が隣接区市の避難場所へ避難することを想定して、市は隣接区市とそれぞれの住民の相互避難についての対応を調整しておく。

（3）避難道路の整備（総務部、都市整備部、都市再生部）

避難場所への避難路となり得る道路の安全化を進めていくとともに、住宅密集地域において、幅員が4mに満たない狭あい道路の防災性を向上するため、狭あい道路拡幅整備事業を推進するほか、（仮称）防災区画道路の整備や建替え等に伴う道路後退整備、「三鷹市まちづくり条例」に基づく開発事業の協議等により避難路の確保を図っていく。

3. 避難所の管理運営体制の整備等

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○避難所の管理運営体制の整備 ○福祉避難所の開設・運営強化 ○被災動物対策の推進
市民・地域	○ペットは、災害時においても飼い主が責任をもって飼育することとし、飼い主は、日頃から飼育動物の被災対策として、自宅における飼育動物との被災生活や同行避難に備えて、食料、飼育用品、飼育用のケージ等を備蓄する ○災害時などに飼育動物を預かってもらえる仲間づくりを進めておく
東京消防庁	○避難所の防火安全対策の策定等による区市町村の避難所運営支援
都生活文化局	○東京ボランティア・市民活動センターとの連携による東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施など整備の支援
都福祉保健局	○避難所管理運営指針の改訂や区市町村の避難所運営体制 ○避難所の衛生管理対策の推進 ○区市町村、関係団体と協力した動物救護体制の整備 ○福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保指定管理者等の役割の明確化 ○飼養動物の同行避難等に関する区市町村の受入体制等の整備支援
都教育庁	○避難所に指定されている都立学校における避難所の支援に関する運営計画を策定

3-2. 詳細な取組内容

（1）避難所の管理運営体制の整備（総務部、生活環境部、教育委員会）

①避難所運営連絡会の設置とマニュアルの作成・見直し（資料 0802）

災害発生後、速やかな避難所開設、円滑な避難所運営が行えるよう、平常時から「避難所運営

連絡会」を設置し、災害発生時に即応できる体制を整え、避難所を効率的かつ適切に運営するため、避難所運営マニュアルの作成を行う。

マニュアルをもとに、避難所の設営方法、備蓄倉庫内物資・資機（器）材の確認、避難所の運営方法などについて、実践的訓練やイメージトレーニング等を実施することによりマニュアルの内容を検証していく。また、被災地における避難所の開設・運営による課題や避難所開設・運営訓練から得た課題の解決に向け、避難所運営連絡会の代表者による連絡会議を設置し、マニュアルの見直しを進めていく。

②要配慮者のニーズを踏まえた避難所の設営と運営

高齢者や障がい者、女性・乳幼児等の視点やニーズを踏まえた避難所の設営と運営については、第2部 第9章を参照。また、LGBTの方に配慮した避難所運営のあり方についても検討を進める。

③避難所用備蓄品の拡充

コンテナ倉庫のため備蓄スペースが少ない学校については、校舎内に可能な限り新たな備蓄スペースの提供を受け、避難所用備蓄品の拡充を進めていく。

過去の震災等の教訓から、特にニーズが高いとされている、床に敷くマット、パーティション、プライベートスペース用テントのほか、女性のニーズを踏まえた生活用品や乳幼児用品、高齢者用品、障がい者用品などを中心に備蓄の拡充を図る。

避難所の新型コロナウイルス感染症を含む感染症予防のため、マスクやウェットティッシュ、手指消毒液等の備蓄に努める。

④飲料水及び非常食の備蓄

災害時の飲料水の応急給水については、上連雀給水所及び三鷹新川給水所、水道水循環式貯水槽の飲料水を中心に利用する。

避難所については、ペットボトル水と非常食の備蓄を推進する。非常食の備蓄にあたっては、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえた上で、画一的なものだけにならないように努め、また要配慮者、乳幼児や食物アレルギーの避難者等の利用にも配慮する。

（2）福祉避難所の開設・運営強化（総務部、健康福祉部）

福祉避難所に指定している施設について、使用可能なスペース等を確認し、開設に必要な福祉用品の種類・調達方法、必要な人員の確保及び運営の方法について検証の上、具体的な内容についての協議を推進する。

利用者の受入れを中心とした福祉避難所の拡充も見据え、民間福祉施設の指定を検討し推進する。また、福祉避難所を利用する可能性がある高齢者や障がい者のケアを平常時から行っている地域包括支援センター等とも連携を図り、運営方法や支援方法等について協議を進めていく。

（3）被災動物対策の推進（総務部、生活環境部、獣医師会）

公益社団法人東京都獣医師会武蔵野・三鷹支部（以下「獣医師会」という。）等関係団体との応援協力体制を推進し、動物用食料取扱店などとの協力体制を構築する。また、獣医師会と飼育動物との同行避難対策について検討するとともに、保護した飼育動物の飼い主を特定できるようマイクロチップを普及啓発する。さらに、被災動物に関わる関係機関と連携し、災害時の被災動物対策に関する市民への広報、啓発を推進し、避難所における飼育動物の飼育場所や飼育上のルー

ルなどについて、避難所運営マニュアルの中で取り決める。

第2 応急・復旧対策

《対策一覧》

- 1 避難誘導等
- 2 避難場所の開設・管理
- 3 避難所の開設・管理運営
- 4 動物救護
- 5 在宅避難者等への支援
- 6 被災者の他地区への移送や受入

1. 避難誘導等

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、避難支援班）	○避難の方法 ○避難者への対応 ○避難指示等の決定等 ○避難誘導
市民・地域	○避難方法の理解
東京消防庁	○災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示等及び区市町村へのその内容の通報 ○被災状況を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報 ○避難指示等の伝達
都本部	○災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、区市町村の代行（避難指示、応急措置）） ○区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整 ○避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言
都関係各局	○区市町村からの要請対応
都建設局	○地すべり等防止法に基づく避難指示
警視庁	○（区市町村長が避難指示できない場合）警察官による避難指示 ○住民の避難誘導

1-2. 詳細な取組内容

（1）避難の方法（避難支援班、警察署、消防署、消防団）

①避難場所までの避難の流れ

- ア 自宅を出る際には、電気のブレーカーを落とし、ガス栓を閉め、戸締りをする。ヘルメット（なければ帽子）を着用のうエスニーカーを履き、持ち出し品はリュックに詰め、両手を空けて避難する。
- 乳児を連れて避難する際には、ベビーカーに荷物を入れ、乳児を抱っこ又はおんぶして避難する。
- イ 車を使用しての避難は避ける。避難の際は、余震による二次被害を防ぐため、周囲の状況に注意し、つつできるだけ塀や建物から離れ、警察官等の誘導がある場合には誘導に従い、近くの学校等の一時

避難場所まで歩く。

ウ 避難をする際には、できるだけ隣近所の人たちと集団で避難する。地域で避難の際の一時集合場所が決められている場合は、そこに集合してから集団で避難を開始する。

②一時避難場所での行動

避難をする際には、まずは日頃から親しんでいる近くの小中学校や公園等の一時避難場所（各地区の避難場所）に避難し、到着後、正確な情報の把握に努めるとともに、家族や近くの人たちの無事の確認を行う。

到着した場所が安全であれば周囲の状況が確認できるまで一時避難場所に留まる。万一、到着した一時避難場所が危険となった場合には、市が指定した大規模なオープンスペースがある広域避難場所や別の一時避難場所に避難する。

③広域避難場所等への避難

避難指示あるいは避難誘導を行ういとまがない中で、地域の延焼火災が拡大している場合は、広域避難場所又は火災が延焼拡大していない方向の一時避難場所に避難し、火災から生命を守る。

④避難誘導員等の配置

災害時の安全避難のため、火災の発生状況などを見極めながら、可能な限り市や警察署、消防署、消防団など防災機関の職員を配置し、誘導態勢をとるものとする。

（2）避難者への対応（避難支援班、指令情報班）

ア 震災時における広域避難場所及び一時避難場所の避難者への対応は、原則として市が行う。

イ 学校の校門等、夜間閉鎖されている一時避難場所の入口の鍵については、最寄りの三鷹市消防団分団詰所で保管しているため、自主防災組織等が鍵を開け、開放する。

ウ 都立井の頭恩賜公園、都立野川公園、都立武蔵野の森公園など、2以上の市にわたって所在する広域避難場所又は2以上の市区の被災者が利用する広域避難場所の避難者への対応については、関係する市区と協議のうえ連携して対処する。

エ 避難場所への避難者に対し、事態の推移に即応して、次の措置を行う。

（ア）避難者の規模及び周辺の被害状況等を勘案し、必要な職員を適切に配置する。

（イ）情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。

（ウ）避難場所の衛生保全に努める。

（エ）避難指示等が解除となった場合の避難所への移動又は避難者の帰宅行動を安全かつ円滑に誘導する。

オ その他必要に応じた対応を進める。

（3）避難指示等の決定等（指令情報班）

①避難状況等の把握

市本部は、防災機関等から被害状況、避難状況など避難の指示等の決定に必要な情報を迅速かつ的確に収集するものとする。

②避難指示等の決定

本部長は、防災機関等から収集した被害情報、避難状況等の情報について報告を受け、本部会議において、避難の指示の発令、避難所の開設等について審議し、決定する。

③避難指示等の実施機関

市及び各防災機関の避難指示等は、次のとおりである。

機関名	内容	
市	1 危険が切迫した場合には、市長は、警察署長及び消防署長と連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難の指示をする。 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため特に必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害対策に従事するもの以外のものに対し当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。	災害対策基本法 第60条 災害対策基本法 第63条
都	知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	災害対策基本法 第60条
警察署	危険が切迫した場合において、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行うことができる。この場合、警察官は、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。	災害対策基本法 第61条
消防署	消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、住民に避難の指示を行うとともに、直ちに市長に通報する。	消防法 第23条の2 第28条
自衛隊	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官であって、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないときは、自衛官は居住者等に避難の指示を行うことができる。この場合、自衛官は、直ちに市長に避難の指示を行った旨通報するものとする。	災害対策基本法 第63条

④避難指示等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

情報	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 ・その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難指示 【警戒レベル4】	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、いまだ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

⑤避難指示等の伝達内容

避難指示等を発令した場合は、避難対象区域内の市民等に対して、防災行政無線同報系や安全安心メール、市ホームページ、広報車等あらゆる手段を活用して次の内容を速やかに伝達する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域 ・避難指示等の理由 ・避難場所 ・避難経路 ・その他必要事項 |
|--|

（4）避難誘導（避難支援班、警察署、消防署、消防団）

市及び各防災機関の避難誘導は、次のとおりである。

機関名	内容
市	避難指示等を発出した場合、避難支援班は、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、なるべく地域又は町会（自治会）単位に、まずは一時避難場所に指定されている小中学校や公園等の身近なオープンスペースに避難させ、一時避難場所でも危険がおよぶ場合には広域避難場所等に誘導する。この場合、混乱なく迅速、適切に避難ができるよう、要所に避難誘導員を配置するものとする。

警察署	自主的に集合した地域住民、事業所職員等は、自主防災組織の会長・管理者等のリーダーを中心に編成した集団単位で、指定された避難場所に避難する。 この場合、避難行動要支援者等は優先して避難させる。 1 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報を行う。 2 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講じる。 3 避難場所においては、所要の警戒員を配置し、各防災機関と緊密に連絡のうえ被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。
消防署	1 避難指示等が出された場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向を市及び警察署等に通報する。 2 住民の避難が開始された場合には、消防団員と連携して避難誘導にあたる。 3 避難の指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所及び住民が避難する道路の安全確保に努める。

2. 避難場所の開設・管理運営

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、避難支援班）	○避難者の安全確保 ○避難所等への誘導
市民・地域	○避難場所の開放

2-2. 詳細な取組内容

（1）避難者の安全確保（指令情報班、避難支援班）

一時避難場所においては、周辺の災害状況や火災の延焼状況を確認し、必要に応じて他の一時避難場所又は広域避難場所への移動を行う。

（2）避難所等への誘導（指令情報班、避難支援班）

災害の状況が安定した後で、原則として市民は自宅へ戻り、自宅の安全確認を行う。市は、必要に応じて避難所に誘導する。

3. 避難所の開設・管理運営

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（地域支援班、学校避難所班、避難支援班、子育て支援	○避難所の開設 ○避難所の管理運営 ○福祉避難所の設置及び運営

班、医療健康班)	○避難所を補完する施設の利用 ○避難所の衛生管理 ○ボランティアの受入
市民・地域	○避難方法の理解
都本部	○必要な避難所確保のための区市町村支援
都財務局	○野外受入施設の開設に向けたテントの調達
都生活文化局	○東京ボランティア・市民活動センターと協働で、東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援 ○東京都防災（語学）ボランティアを派遣
都福祉保健局	○避難所及び福祉避難所開設状況の把握 ○避難所管理運営に関する支援 ○野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 ○保健医療調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整を図る。 ○市の避難住民に対する健康相談支援 ○「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○市の衛生管理対策支援 ○生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都福祉保健局は、都総務局等に応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して救護ボランティア等の応援要請等措置を講じる。 ○関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援
都教育庁	○都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力の支援

3-2. 詳細な取組内容

(1) 避難所の開設(学校避難所班、地域支援班、避難支援班、各施設要員)

避難場所に避難した被災者のうち、住宅の倒壊や火災等により自宅での生活が困難な市民の生活の場として避難所を開設し、収容、保護する。

①職員の体制

ア 学校避難所は、避難所運営連絡会が中心となり避難所開設を準備するが、避難所となる各施設職員及び学校避難所班が中心となり避難所開設を支援する。また、避難所として開設した学校の教職員は、避難所の管理・運営について、協力・援助を行う。

イ 地域避難所は、避難所運営連絡会及び施設職員が中心となり避難所を開設するが、地域支援班は必要に応じて開設・運営を支援する。

②安全性の確認

施設職員は、避難所開設に先立ち、施設の被害状況や安全性について目視により確認する。施設の安全性の確認が難しい場合は、直ちに市本部に応急危険度判定員の資格を持つ建築物班職員の派遣を要請する。

③市本部への報告

避難所施設の職員、避難所運営連絡会の構成員及び学校避難所班又は地域支援班は、直ちに、市本部が避難所開設を判断するために必要な次の事項を市本部に報告する。

- | | |
|-----------|-------------|
| ・負傷者等発生状況 | ・被災者の避難状況 |
| ・施設の被害状況 | ・避難所使用の可能状況 |

④避難所開設の決定

市本部は、防災機関や参集職員等からの被害情報、施設職員等からの報告等により、必要と判断した場合に、避難所を開設する。

⑤防災機関への連絡

避難所を開設したときは、速やかに都に報告するとともに、警察署、消防署等関係機関に連絡する。福祉避難所、臨時避難所を開設した場合も同様とする。

⑥避難所開設の広報

避難所を開設したときは、速やかに防災行政無線同報系や安全安心メール、市ホームページ、広報車、三鷹市公式 Twitter 等により市民に周知する。

⑦避難所の開設期間

避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

（2）避難所の管理運営（学校避難所班、地域支援班、避難支援班）

①避難所運営委員会の設置

ア 避難所の開設が決定された場合は、避難所運営連絡会の構成員を中心に、特に、当初の3日間は「避難所運営マニュアル」に従い開設・運営を行う。

イ 開設作業は、作業等が可能な避難者等に対し、散乱物の除去、仮設トイレの設置等、避難所の設営の協力を求めながら、避難所運営連絡会の構成員が中心となり行う。

ウ 運営は、避難所運営連絡会の構成員に避難所への避難者の代表者を加えた「避難所運営委員会」を設置し、避難所の自主的な運営を図る。

エ 避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮して運営する。

②本部との連絡体制の確保

市本部と避難所情報、物資調達、応援要員の派遣要請などの情報連絡が適宜実施できるような連絡体制を確保する。

③避難所の区域設定

避難所を開設するにあたっては、事前に避難所毎に避難所運営マニュアルを作成に努めることとし、その中で次の避難所の区域設定を行う。

ア 非避難所区域（立入禁止場所）

イ 避難所区域（避難所として開放する場所）

地震被害の大きさや避難者数にもよるが、避難所区域については、必要に応じて次の区画を確保する。

- ・運営組織活動拠点 ・ボランティア活動拠点 ・要配慮者スペース
- ・仮設トイレ設置場所 ・土足禁止区域（避難部屋） ・物資保管場所 ・配給所
- ・炊出しスペース ・ごみ置場（分別） ・情報掲示スペース ・被災動物スペース
- ・洗濯場 ・物干し場 ・更衣室 ・授乳室 など

ウ 設定にあたっての留意事項

避難所の区域設定にあたっては、次の措置をとるとともに、避難者に周知徹底する。

- （ア）各指定区域には、張り紙をするなどして避難者にも分かるように明示する。
- （イ）立入禁止区域には、赤字で掲示するとともに、ロープ等を張るなどして封鎖する。
- （ウ）各施設の平面図に、施設全体の区域設定を明示するとともに、分かりやすい場所に掲示する。
- （エ）パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保を行い、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
- （オ）感染症対策としての避難所内のゾーニングを徹底し、健康な避難者と有症者や濃厚接触者等の混在を避ける。
- （カ）小中学校等の校庭については、一時避難場所としての使用後は、テント泊スペースとしての利用も可能とし、使用ルール等については、避難所運営委員会において定める。

④避難者数等の把握

避難者数、避難者の状況等の正確な把握が避難所運営の基礎となるため、各避難所に保管してある避難者カード〔三鷹市民用〕（様式 13(1)）を一家族 1 枚配布し、必要事項を正確に記入してもらう。

なお、避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者（在宅避難者）についてもその状況及び数を把握するよう努めるものとする。

⑤地区毎の班編成・居住区画の設定

避難所生活を円滑に行うとともに、人員確認や避難者相互の協力関係にプラスとなるよう、避難所では町会・自治会地区毎に適宜人数割りをしながら班編成を行い、これにより給水、配食、情報の収集・伝達等は、班単位で行うようにする。

避難所内の居住区画もこの班ごとに定め、できる限り組織的に機能できるように努める。

設定された居住区画は、床面へテープを貼るなどの標示を行うとともに、飛沫感染防止及びプライバシー確保のための間仕切りを設置するなど、避難者にも協力を得て混乱を生じないように留意して行う。

⑥市民及び自主防災組織の役割

避難所の開設及び運営が円滑、自主的に進むよう、自主防災組織及びケガ等していない健康な避難者には散乱物の除去、仮設トイレの設置等、避難所設営の協力を要請するとともに、避難所運営委員会への積極的な参加と協力をお願いする。

避難所運営に関しては、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期移行できるよう支援する。

⑦避難者への情報提供

避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供や被災者相互の安否確認、避難所外被災者の情報入手を行うため、避難所にテレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、ファクシミリ、パソコン等の通信手段の整備を行うものとする。

⑧トイレ機能の確保

被災後、断水した場合は、学校のプール、井戸等で確保した水を使用し水洗機能の維持を図る。

避難所におけるトイレ機能が不足する場合には、仮設トイレの設置及び携帯トイレを活用し対応する。

発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。

発災後4日目からは、市は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレ等を確保し対応する。

備蓄分が不足した場合には、市は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

⑨防火・防犯対策

避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。また、避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子ども、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応について意見を聞き、照明の増設など環境改善を行うよう努めるとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底する。

⑩相談窓口の設置

市本部は、避難者の不安、疑問に答えるため、避難所に相談窓口を設置し、生活面、法律面、メンタルヘルス等への対応を行う。要配慮者や在宅避難者等、様々な避難者の意見を聞き対策を講じるため、適切な相談窓口の設置に努める。

⑪避難の長期化への備え

避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

⑫諸記録及び報告

避難所の運営管理状況等必要な記録するとともに、避難所関係様式（様式13）等により、市本部へ報告する。

⑬各種要領の作成

避難所の円滑な運営のため、飲料水・生活用水及びトイレの確保方法など避難所生活と密接に関連する業務を担う部班は、平常時から避難所開設及び運営のための各種要領を作成する。

⑭要配慮者等への配慮

男女別の更衣室・トイレ・洗濯物干し場の設置のほか、授乳室、女性専用室、介護室の設置など、女性、障がい者、高齢者、乳幼児などのニーズに配慮する。

⑮福祉避難所等への要請

避難者のなかに医療や介護を要する高齢者・障がい者等の要配慮者がいる場合は、本人や家族等の希望を聞き、必要により福祉避難所等に指定している福祉施設への入所を要請する。

⑯臨時避難所の開設

一次避難所で避難者を収容しきれない場合は、市立保育園、地区公会堂などに臨時避難所を開設する。その際、市立保育園に開設する臨時避難所は、乳幼児世帯専用とする。

（3）福祉避難所の設置及び運営（福祉支援班）

ア 福祉避難所の設置

福祉避難所の開設にあたっては、主に利用者の受入れを中心として被災後すぐに機能する福祉避難所と必要に応じて二次的に開設させる福祉避難所とに大別されるが、いずれの場合も設置の決定

は、市本部長が行う。

イ 福祉避難所の運営

福祉避難所の運営については、施設職員、各福祉避難所担当者、福祉支援班等により実施する。
一般の避難所より福祉避難所への入所要請があった場合、各福祉避難所運営委員会より受入可否の決定を行う。

（４）避難所を補完する施設の利用（子育て支援班、地域支援班、避難支援班）

①臨時避難所

ア 市は、臨時避難所の役割を以下のように定め、指定する。

種類	役割	具体的箇所
臨時避難所	必要により避難所を開設するが、原則として避難所施設を補って一時的な避難所として使用するための施設	地区公会堂、東西多世代交流センター、市立保育園

イ 避難者が多いなど、指定避難所だけでは対応ができない場合は、あらかじめ臨時避難所として指定されている地区公会堂等を開設し、一時的に避難所として使用する。

（５）避難所の衛生管理等（医療健康班、保健所）

①衛生管理

避難所運営委員会は、避難所における衛生管理として、土足禁止区域の設定や避難者の生活環境上必要な物品の確保を行うとともに、避難者に対してトイレの使用法や感染症予防法等の注意喚起を行う。

また、医療健康班は、保健師、栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる市保健活動チームを編成して避難所等を巡回し、避難所衛生管理状況の把握、指導を行うとともに、避難者の健康相談等の必要な保健防疫活動を行う。

さらに、市は、必要に応じて都の環境衛生指導班と連携し、消毒薬の調達・配付等の感染症予防及び拡大防止対策を実施する。

なお、これらの活動を行うにあたり保健師等の専門職の人員に不足が生じる場合は、他の自治体等からの応援職員とともに活動を行う。

②食品の安全確保

避難所運営委員会は、避難者への食事の提供の際、炊出し、給食調理場及び食品集積場所等の衛生確保に努めるとともに、担当者の衛生指導、避難者への手洗いや食べ残しの処分等の注意喚起を徹底する。

また、市保健活動チームは、都の食品衛生指導班や監視班等と連携し、食品取扱管理者の設置促進及び食品衛生管理体制等の確立、食品の品質及び日付管理等の食品衛生指導等を行い、食中毒予防及び拡大防止対策を実施する。

（６）ボランティアの受入（社会福祉協議会）

避難所においてボランティアが必要となった場合には、市災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。

4. 動物救護

4-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（環境衛生班）	○被災動物の適正管理 ○避難所における飼育 ○災害時における被災動物の保護
市民・地域	○避難所における給餌や排泄物の始末 ○飼い主は飼育動物飼い主以外の人ともコミュニケーションを取り、動物を受け入れやすい環境を構築 ○飼い主同士が協力した飼育
都福祉保健局	○被災動物の保護 ○関係団体等との連絡調整 ○関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○避難所等における動物の適正飼養の指導等

4-2. 詳細な取組内容

（1）被災動物の適正管理（環境衛生班、保健所）

- ア 市は、都と協力し、飼い主に対して避難所における被災動物の適正飼育の指導等を行うなど、動物の保護及び環境衛生の維持に努める。
- イ 都に対し必要があれば資材の提供、獣医師の派遣等の支援を要請する。
- ウ 避難所から保護施設（都動物愛護相談センター）への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。
- エ 他市区町村等との調整について都へ支援要請を行う。
- オ 災害後、余震等災害が落ち着いた状態で、自宅での飼育が可能であれば、飼い主に対し、自宅飼育を行うよう促す。
- カ 市は、都が都獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して行う飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護活動について協力する。

（2）避難所における飼育（環境衛生班）

- ア 避難所では、原則として、被災動物は建物内には入れず、屋外の指定された場所にケージなどにより収容する。
- イ 給餌や排泄物の始末などは被災動物の飼い主の自己責任で管理する。
- ウ 避難所は、動物の好きな人、嫌いな人、アレルギーを持った人など、様々な人との共同生活の場であることから、飼い主は、飼育動物飼い主以外の人ともコミュニケーションを取り、動物を受け入れやすい環境づくりを行う。
- エ 避難所での飼育は、飼い主同士が協力し合って行う。

（3）災害時における被災動物の保護（環境衛生班）（資料 0803）

- 災害時に被災した動物は、災害時における被災動物の保護の流れのとおり、保護する。

5. 在宅避難者等への支援

5-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、地域支援班、広報情報班）	○在宅避難者への支援 ○災害時在宅生活支援施設の運営 ○在宅避難者の把握 ○在宅避難者への情報提供 ○車中泊への対応
都本部	○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ○必要な避難所確保のための区市町村支援
都福祉保健局	○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○車中泊者等の情報収集（区市町村） ○避難所管理運営に関する支援
警視庁	○大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発

5-2. 詳細な取組内容

（1）在宅避難者への支援（指令情報班、地域支援班）

- ア 災害発生時は、自宅の倒壊や火災により寝泊まりするところがなくなった方以外は、可能な限り在宅避難をするよう呼び掛ける。
- イ 在宅避難者への支援物資は、在宅避難者宅近隣の災害時在宅生活支援施設を中心に配給する。

（2）災害時在宅生活支援施設の運営（地域支援班）

- ア 避難所が開設されるとともに、電気、水道等のライフラインの供給停止が継続する場合は、あらかじめ指定する施設に、町会・自治会等の地域住民により災害時在宅生活支援施設を開設し、在宅避難者の支援を行う。
- イ 災害時在宅生活支援施設では、炊出しによる食事の提供、仮設トイレの提供、市や地域からの情報提供等を行う。
- ウ 災害時在宅生活支援施設の運営は、地域の住民が中心となり、災害ボランティアセンター等の協力を得て、自主運営により実施する。
- エ 炊出しの食料や飲料水は、原則として、市が協定締結先等から調達し、配分する。
- オ 災害時在宅生活支援施設の運営者は、不足する物資や食料等について、地域拠点（コミュニティ・センター）へ要請するとともに、可能な限り当該施設利用者数を把握し、地域拠点へ報告する。
- カ 地域支援班は、利用者数の報告をもとに翌日以降の災害時在宅生活支援施設への食料等の調達計画を作成する。

（3）在宅避難者の把握（地域支援班）

在宅避難者への支援物資を確保するため、配給場所となる拠点で、在宅避難者の場所・人数・生活状況等の把握に努める。

（４）在宅避難者への情報提供（広報情報班）

在宅避難者に対しては、防災行政無線同報系や安全安心メール、広報車の巡回、掲示板への貼り出し、市ホームページや三鷹市公式 Twitter 等を活用し、災害情報・ライフラインの復旧情報・市等の支援情報等の提供を行う。

（５）車中泊への対応（指令情報班）

①車中泊者等の状況把握

車中泊など、避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。

②車中泊者への必要に応じた支援

健康面等についての相談・支援などは、現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。あわせて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める

6. 被災者の他地区への移送や受入

6-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班）	○被災者の他地区への移送 ○他地区からの避難者の受入
都本部	○都県境を越える避難についての調整
都福祉保健局	○被災者の移送先の決定 ○移送先の区市町村との調整 ○被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○区市町村による要配慮者等の移送支援

6-2. 詳細な取組内容

（１）被災者の他地区への移送（指令情報班）

ア 市長は、避難者を避難所に収容できない場合、市から最も近い距離にある非被災地若しくは小被災地又は隣接市区への移送について、都知事に要請する。

イ 要請に当たっては、電話又はファクシミリ等使用可能な通信手段をもって次の事項を都に要請し、後日文書により処理するものとする。

（ア）他地区への移送を要請する理由

（イ）移送を必要とする避難者の数

（ウ）希望する移送先

（エ）収容を要する期間

（オ）その他必要な事項

ウ 移送に当たっては、市のバス及び民間バスを借上げて行うものとするが、必要に応じて、防災機関へ応援を要請する。

エ 他地区へ被災者の移送を要請した場合は、市長は所属職員のなかから避難所管理者を定め、当該

移送先市区に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

（2）他地区からの避難者の受入（指令情報班）

市長は、都知事から他市区の避難者を受け入れるため避難所の開設の指示を受けた場合は、各避難所の状況を考慮し、直ちに避難所の選定開設を進め受入態勢を整備するとともに、市本部職員を派遣して避難所運営に協力するものとする。

〔別冊〕

- ・資料 0801 「一時避難場所の門扉の鍵を預かる消防団分団」
- ・資料 0802 「避難所運営の考え方」
- ・資料 0803 「災害時における被災動物の保護の流れ」

第9章 要配慮者等への支援

【本章における対策の基本的な考え方】

要配慮者等への支援の推進

発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）それぞれの特性に応じた配慮事項に即した対策を推進するとともに、要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者（以下「避難行動要支援者」という。）が適切かつ安全な避難行動をとることが可能となるような仕組みづくりや体制の強化を図る。

また、避難所での生活が困難で在宅避難生活を送らざるを得ない避難者に対しての支援のあり方について対策を強化する。

第9章 要配慮者等への支援

現在の到達状況と課題

- 福祉避難所については、円滑な避難を実施する観点から二次避難所としての位置づけだけではなく、一次避難所としても位置づけることにより、実効性の高い管理運営体制の構築に向けて、福祉施設との協定締結を進める中で整理している。
- 災害発生時に特に支援が必要となる高齢者・障がい者・女性・外国人等の要配慮者やLGBTの方等に配慮した防災対策の推進を図る必要がある。
- 要配慮者に対する情報伝達体制の見直しや意識啓発、防災行動力の向上などに取り組む必要がある。
- 現在の避難行動要支援者名簿についてそのあり方や活用方法について見直しを行う必要がある。
- 避難できない在宅避難者についての支援体制についても検討する必要がある。
- 円滑な避難体制の構築に向けて福祉避難所の指定・拡充を図る必要がある。

具体的な取組

《予防対策》

要配慮者の安全対策の推進

- 高齢者・障がい者の安全確保
- 女性・子育て世帯の視点を踏まえた防災対策の推進
- 子育て世帯への防災対策の啓発
- 外国人支援対策の推進
- 東京都との連携

要配慮者に配慮した避難所の管理運営体制の整備

- 要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築
- 福祉避難所の指定・拡充

要配慮者の避難体制の整備

- 避難行動要支援者名簿の作成・避難支援等関係者への名簿情報の提供
- 災害時に緊急の対策が必要な要配慮者の安全確保
- 在宅避難者への支援

対策の方向性と目標

- ◆要配慮者の視点を踏まえた安全対策の推進を図る。
- ◆要配慮者に対する情報伝達の強化を図るための手段を拡充するとともに、障がいの特性に応じた情報発信のあり方について検討を進める。
- ◆避難行動要支援者名簿について、要介護度や支援の必要性などの詳細情報の登録を行うとともに、庁内の情報連携により適切に作成・更新できる体制を検討する。
- ◆名簿情報の提供先となる協定締結団体の拡充に取り組む。
- ◆避難支援の優先度の高い避難行動要支援者から個別計画の策定支援に取り組むこととし、個別計画に記載する項目等について検討を進める。

～被害想定（多摩直下地震）～

被害項目	想定被害
避難者数	最大 33,065 人
災害時要配慮者数（死者数）	最大 28 人

具体的な取組

《応急・復旧対策》

要配慮者の避難誘導

- 避難行動要支援者対策
- 外国人支援対策

避難所生活等の支援

- 要配慮者の支援
- 災害時に緊急の対策が必要な要配慮者への対策
- 避難所における女性・乳幼児・子育て世帯への配慮
- 避難所運営における女性の参画
- 避難所における外国人への配慮

第1節 現在の到達状況と課題

1. 要配慮者の安全対策の推進

- 災害発生時に特に支援が必要となる高齢者・障がい者・女性・外国人等の要配慮者やLGBTの方等に配慮した防災対策の推進を図る必要がある。
- 要配慮者に対しては特に寄り添った防災対策が必要となることから、情報伝達体制の見直しや意識啓発、防災行動力の向上などに取り組む必要がある。

2. 避難行動要支援者の避難体制の整備

- 高齢者や障がい者等の要配慮者について、特別な配慮が必要な状態かを把握しつつ、円滑かつ迅速に避難できるようにするため、現在の避難行動要支援者名簿についてそのあり方や活用方法について見直しを行う必要がある。
- 平時や災害時においても利用可能な管理体制や名簿情報の内容などについて検討を行う必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を活用した個別計画策定などの避難支援体制の充実を図る必要がある。
- 避難できない在宅避難者についての支援体制についても検討する必要がある。

3. 要配慮者に配慮した避難所の管理運営体制の整備

- 福祉避難所については、円滑な避難を実施する観点から二次避難所としての位置づけだけでなく、一次避難所としても位置づけるとともに、より実効性の高い管理運営体制の構築を福祉施設との協定締結を進める中で整理している。
- 高齢者や障がい者等の要配慮者が安心して避難できるようにするため、一般避難所における避難所運営マニュアルの見直しや備蓄物資の見直しなどに取り組む必要がある。

第2節 対策の方向性と目標

1. 要配慮者の安全対策の推進

【要配慮者の視点を踏まえた安全対策の推進】

- ◆平時より防災会議、避難所運営連絡会等へ高齢者や障がい者及び福祉専門家等の参加を積極的に推進し、高齢者や障がい者の視点を踏まえた防災対策の推進を図る。
- ◆防災対策の検討の場における女性等の参画を積極的に進め、女性等の視点を踏まえた防災対策を推進する。

【要配慮者に対する情報伝達の強化】

- ◆インターネット等による情報伝達だけではなく、電話・ファクシミリによる一斉通報サービスの提供を行うことや、防災行政無線の改善、タブレット端末を利用した双方向見守りサービスの検討などにより、情報伝達手段を強化する。また、障がいの特性に応じた情報発信のあり方について検討を進める。
- ◆外国籍市民に対する情報提供についても、三鷹国際交流協会及びみたか都市観光協会等と連携しつつ強化に努めるほか、通訳翻訳ボランティアの拡充・組織化・技術養成を推進する。

【要配慮者への意識啓発・防災行動力の向上支援】

- ◆地域包括支援センターや障がい者団体、民生・児童委員等と連携して防災訓練を実施し、高齢者や障がい者及び支援者の防災行動力の向上を図る。
- ◆乳幼児を持つ親の会等の活動の中で、乳幼児をもつ家庭の防災対策等についての意識啓発を実施する。
- ◆三鷹国際交流協会及びみたか都市観光協会等と連携しつつ外国籍市民への事前の防災情報の提供や防災訓練への外国籍市民の参加促進に取り組む。
- ◆災害時外国人支援センターの開設・運営訓練の実施、東京都との連携訓練の実施等により支援体制の強化を図る。

2. 避難行動要支援者の避難体制の整備

- ◆災害対策基本法に基づき作成している避難行動要支援者名簿について、既に作成している内容を基本にしながら、特別な配慮が必要な人を把握するために要介護度や支援の必要性などの詳細情報の登録を行うとともに、庁内の情報連携により適切に作成・更新できる体制を検討する。
- ◆名簿情報の提供先となる協定締結団体の拡充に向けた働きかけを行いつつ、情報の受け手となる町会・自治会等の負担を増やすことのないよう、管理方法や使用方法等について検討を行う。
- ◆避難支援に係る避難行動要支援者名簿の活用方法等を定める活用方針（旧全体計画。以下「活用方針」という。）の改定を進めるとともに、避難行動要支援者名簿の内容の見直しを行い、避難支援の優先度の高い避難行動要支援者から個別計画の策定支援に取り組むこととし、個別計画に記載する項目等について検討を進める。
- ◆在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」などを活用し、災害時個別支援計画の策定を推進する。
- ◆平時から福祉施設を利用していない要配慮者の情報把握を行うとともに、地域包括支援センターや各種ケアマネジャー等と連携した在宅における支援体制の構築を行う。

3. 要配慮者に配慮した避難所の管理運営体制の整備

- ◆高齢者や障がい者の避難所生活のニーズを踏まえた避難所運営について、避難所運営マニュアルの中に位置づける。
- ◆避難所の災害対策備蓄品等は、高齢者や障がい者の視点やニーズも踏まえ、整備する。
- ◆女性・乳幼児等の視点やニーズを踏まえた生活必需物資の備蓄を推進する。
- ◆避難生活が長期化した場合、高齢者の介護や健康管理が重要となることから、今後医師会をはじめとする関係団体や関係施設と連携し、必要な対応策の検討を行う。
- ◆福祉避難所については、二次避難所としての位置づけだけではなく利用者の受入を中心とした一次避難所としての福祉避難所の整備に向けて協定締結を進め、速やかに避難できる態勢を整備する。
- ◆障がい者福祉団体、ボランティアセンターなどによる連絡会を開催し、指定済みの福祉避難所は、使用可能なスペース等を確認のうえ、現実に即した受入れ人数や提供できるサービス内容などを再検証し、より効果的な受入れ体制を整備する。
- ◆一般の避難所から福祉避難所への移動が必要な場合の基準（福祉トリアージ）について整理し、各施設との共通認識を図る。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 要配慮者の安全対策の推進 |
| 2 | 要配慮者の避難体制の整備 |
| 3 | 要配慮者に配慮した避難所の管理運営体制の整備 |

1. 要配慮者の安全対策の推進

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○高齢者・障がい者の安全確保 ○女性・子育て世帯の視点を踏まえた防災対策の推進 ○子育て世帯への防災対策の啓発 ○外国人支援対策の推進 ○東京都との連携
都関係各局	○在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発 ○外国人旅行者対応マニュアルの配布 ○在住外国人のための防災訓練の実施 ○在京大使館等との連絡体制の確保

1-2. 詳細な取組内容

(1) 高齢者・障がい者の安全確保(総務部、健康福祉部)

① 高齢者・障がい者に配慮した防災対策の推進

平時より防災会議、避難所運営連絡会等へ高齢者や障がい者、社会福祉事業者等の参画を積極的に進め、高齢者や障がい者の視点を踏まえた防災対策の推進を図る。

② 地域における安全対策

ア 避難行動要支援者支援事業の推進

災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成及び同意を得た者の事前の名簿情報の提供にあわせて、町会・自治会等と協働で高齢者や障がい者の避難誘導や安否確認を的確に行うための避難支援等の体制を整備する。

イ 地域ケアネットワークの推進

市民による「共助」の仕組みである「地域ケアネットワーク」を推進する。

ウ 防災意識の普及・啓発

(ア) 防災訓練等への参加

総合防災訓練などの実施にあたっては、地域包括支援センターや三鷹市障がい者福祉懇談会等と連携し、高齢者・障がい者や社会福祉事業者等の積極的な参加を呼び掛け、防災行動力の向上に努める。また、防災出前講座の実施による防災意識の醸成を図る。

(イ) 情報入手手段の確保の周知

緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人等を日頃からのお付き合いの中か

ら見つけておけるよう啓発事業を推進する。

エ 重度障がい者への支援

平時の防災対策事業として、火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障がい者や難病患者等に、火災警報器及び自動消火装置を給付する事業（日常生活用具の給付事業）を実施していく。

オ 高齢者や障がい者の自助への支援

高齢者や障がい者自身も可能な範囲で自助に努められるよう、一人ひとりの状況に応じた支援や助言を行うとともに、介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯するよう指導していく。

③社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等と地域の連携並びに防災教育や防災訓練の充実の推進を通じて、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等施設自体の防災行動力の向上や地域との連携等により施設の安全対策を推進する。

（2）女性・子育て世帯の視点を踏まえた防災対策の推進（企画部、総務部、子ども政策部）

女性・子育て世帯等の意見を避難所運営等の防災対策に反映できるよう、平時における防災対策の検討の場である、防災会議、避難所運営連絡会等への女性・子育て世帯等の参画を積極的に進め、女性・子育て世帯等の視点を踏まえた防災対策の推進を図る。また、避難所における女性、乳幼児、子育て世代への対策について、避難所運営マニュアルに明記する。

（3）子育て世帯への防災対策の啓発（総務部、子ども政策部）

乳幼児を持つ親の会等の集まり等を利用して、乳幼児をもつ家庭の防災対策についての研修会等を開催し、災害時の対応力や備え等について啓発を行っていく。

（4）外国人支援対策の推進（企画部、総務部）

三鷹国際交流協会と市は、防災パートナーシップ協定を締結しており、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、同協会の組織的、広域的ネットワークを活用することにより、外国人に対する応急対策を進めるとともに、日頃から予防対策に取り組むこととしている。

三鷹国際交流協会と市は、連携して次のような予防対策を実施していく。

ア 外国籍市民への事前の防災情報の提供

イ 災害時・緊急時に備えた三鷹国際交流協会の情報拠点化

ウ 外国籍市民の防災訓練及び防災教育の実施及び支援

エ 外国人が理解できる地図及び防災標識の拡充

オ 災害時通訳・翻訳ボランティアの拡充、組織化及び技術の養成

カ 災害時・緊急時対応のための広域的な連携

（5）東京都との連携（企画部、総務部、三鷹国際交流協会）

市及び三鷹国際交流協会は、東京都が実施する災害時外国人支援のための防災訓練等の事業に参加し、東京都との外国人支援のためのネットワークを構築する。

2. 要配慮者の避難体制の整備

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○避難行動要支援者名簿の作成・避難支援等関係者への名簿情報の提供 ○災害時に緊急の対策が必要な要配慮者の安全確保 ○在宅避難者への支援
東京消防庁	○地域が一体となった協力体制づくりの推進 ○社会福祉施設等と地域の連携を促進
都関係各局	○区市町村における避難行動要支援者名簿の作成等の要配慮者対策の強化を支援 ○災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討

2-2. 詳細な取組内容

(1) 避難行動要支援者名簿の作成・避難支援等関係者への名簿情報の提供(総務部、健康福祉部)

市は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、要配慮者のうち、避難行動要支援者について名簿を作成する。

① 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の範囲等を定め、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

ア 避難行動要支援者の範囲

対象	要件
(ア) 高齢者	① 75歳以上の一人暮らし、又は75歳以上のみの世帯の者 ② 介護認定区分が1又は2で、一人暮らし又は同居の家族が65歳以上の者 ③ 介護認定区分が3～5の者 ④ ③又は(イ)と同居する家族がすべて75歳以上である者
(イ) 障がい者	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
(ウ) 難病者	難病で避難するにあたって支援が必要な者
(エ) その他支援を必要とする者	自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求められた者の中で、市長が必要と認める者

イ 名簿の更新

名簿については、少なくとも年1回以上、避難行動要支援者の最新の状況を把握し、更新を行う。

更新に当たっては、関係部課と連携し、転出・転入、死亡、障がいの出現等について可能な限り把握するとともに、市長が必要と認める者の追加を含め、公正かつ的確に行う。

ウ 名簿の記載事項

名簿に記載する事項については、以下のとおりとし、情報を把握するために、市の関係部課で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。

区分	記載事項
災害対策基本法で定める事項（同法第	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連

49条の10第2項第1号から第6号)	絡先、避難支援等を必要とする事由
市長が必要と認める事項 (同法同項第7号)	避難支援者の氏名、住所、連絡先、活用方針で定める特別な配慮が必要な人の情報

②名簿情報の提供

ア 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、名簿の情報について、本人の同意が得られた場合には、次の避難支援等関係者となる者に対して、事前に名簿情報を提供する。ただし（ウ）から（オ）まで並びに（キ）及び（ク）への名簿の提供は、管理・担当している地域のみとする。

事前に名簿を提供する 避難支援等関係者	(ア) 三鷹警察署 (イ) 三鷹消防署 (ウ) 三鷹市消防団 (エ) 三鷹市の民生・児童委員 (オ) 三鷹市内の自主防災組織 (カ) 三鷹市社会福祉協議会 (キ) 三鷹市内の町会・自治会・マンション管理組合 (ク) 三鷹市内の地域包括支援センター
------------------------	--

イ 避難支援等関係者への災害発生時等における名簿情報の提供

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、上記アの（ア）から（ク）までに加え、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに名簿情報を提供する。

また、市は、これらの際に、即時に避難支援等関係者に名簿情報を提供できるよう、提供先ごとの名簿の整備に努めておく。

③平時の名簿情報の活用

避難支援等関係者は、災害時の避難支援体制の充実を図るため、平時から声かけなどの日頃の見守り活動等に名簿情報を活用できることとし、避難行動要支援者との関係構築に努める。

④避難支援等関係者による適正な情報管理

名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、市は、次のとおり適正な情報管理の徹底を図る。

- ア 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者の組織の構成員にのみ提供する。
- イ 名簿の提供を受ける避難支援等関係者は、市と名簿の提供、利用及び管理に関する協定を締結し、必要に応じて、名簿の受領書、保管届及び誓約書を市に提出する。
- ウ 協定に以下のことについて明記し、避難支援等関係者における名簿情報の管理の徹底を図る。
 - (ア) 災害対策基本法第49条の13の規定により、名簿情報を受けた者及び受けたことがある者に守秘義務が課されていることを、組織内の構成員に十分に説明すること。
 - (イ) 施錠可能な場所で名簿の保管を行うこと。
 - (ウ) 組織の内部で名簿情報を取り扱う者を限定すること。
 - (エ) 名簿情報を目的外に使用しないこと。
 - (オ) 許可なく名簿情報の複製を行わないこと。
 - (カ) 使用後の名簿情報については市へ返却すること。

⑤避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が避難支援を行うに当たっては、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、可能な範囲で避難行動要支援者に対する支援を行うものとする。

なお、避難支援等関係者及び避難行動要支援者の双方に対して、災害時における支援行動や支援の限界等についての理解を得るよう努めるものとする。さらに、平時のうちから避難行動要支援者に対して、事前の情報提供の同意により災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではないこと、また、避難支援等関係者の避難支援に対して法的な責任や義務が発生するものではないことを周知し、助けられない可能性があることの理解を得るよう努める。

（2）災害時に緊急の対策が必要な要配慮者の安全確保（総務部、健康福祉部、消防署）

①災害時に緊急の対策が必要な要配慮者とは

災害時に緊急の対策が必要な要配慮者とは、人工呼吸器、人工透析、酸素供給装置等を使用している者など難病患者等の医療依存度の高い在宅療養者を言う。

②自助による災害対策用品等の準備の啓発

災害に対する準備においては、災害時には公助の実施までに一定程度の時間を要することから、緊急の対策が必要な要配慮者各個人の自助を基本として対応を図ることとし、これらに必要な対策について専門医療機関やかかりつけ医と相談の上、患者又は家族において準備を行っておく。

③災害時に緊急の対策が必要な要配慮者への支援体制の整備

発災後に自助による対応が困難となった際の迅速な対応のため、以下の取組を進めておく。

- ア 災害時に緊急の対策が必要な要配慮者の把握
- イ 災害時個別支援計画の作成
- ウ 搬送方法及び搬送先の確保
- エ 避難所での電源確保、専用スペース等選定
- オ 緊急時に備えた補装具・バッテリー及び非常用電源・呼吸器等必要な資機(器)材の調達方法の検討

（3）在宅避難者への支援（総務部、健康福祉部）

避難行動を取ることが困難な障がい者や介護保険認定区分の高い高齢者等については、在宅避難せざるを得ない状況になることも想定されることから、安否確認や在宅避難生活への支援、必要となる情報提供について、平時より地域包括支援センターやケアマネジャー等と連携して取り組む。

3. 要配慮者に配慮した避難所の管理運営体制の整備

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築 ○福祉避難所の指定・拡充
都福祉保健局	○避難所管理運営指針の改定や区市町村の避難所運営体制整備の支援

3-2. 詳細な取組内容

（1）要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築（総務部、健康福祉部）

①避難所運営マニュアルの見直し

避難所における高齢者や障がい者への配慮や支援を実施するための方策を、高齢者や障がい者のニーズを踏まえて、避難所運営マニュアルの中に位置づけるとともに、避難所運営連絡会等において、L G B Tの方等への配慮を考慮した避難所運営のあり方についても検討を進める。

特に、避難が長期化した場合の高齢者の介護や健康管理を行うための体制については、医師会をはじめとする関係団体等と連携して検討を行い、必要に応じてマニュアル等に反映する。

②福祉避難所の運営マニュアル作成の推進

福祉避難所の円滑な運営を図るため、現実に応じた受入人数や提供できるサービス内容などを再検証した上で、各施設の特性に応じた避難所運営マニュアルの作成を推進する。また、その中で、一般の避難所から福祉避難所への移動が必要な場合の基準についても整理する。

障がい者福祉団体、行政、ボランティアセンターなどが、日頃から連携し、連絡会を開催するとともに、福祉避難所の運営や備蓄品の内容について協議を行い、災害時の機動力を高めていく。

③高齢者・障がい者向け生活用品・食料等の準備

高齢者や障がい者が避難生活に対応できるように、高齢者や障がい者の特性に応じた生活用品や食料等の備蓄や物資の調達体制の整備を図る。

④女性・乳幼児用の物資の備蓄

女性・乳幼児等の視点やニーズを踏まえた生活用品や乳幼児用品の備蓄を推進するとともに、物資の調達体制を整備する。

（2）福祉避難所の指定・拡充（総務部、健康福祉部）

平時より社会福祉事業者等との協力体制の構築を図り連携を強化し、災害発生時の安否確認等の避難者支援、福祉避難所の指定と拡充を進める。

第2 応急・復旧対策

《対策一覧》

- | |
|-------------|
| 1 要配慮者の避難誘導 |
| 2 避難所生活等の支援 |

1. 要配慮者の避難誘導

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（本部会議班、福祉支援班、医療健康班）	○避難行動要支援者対策 ○外国人支援対策
都福祉保健局	○要配慮者に関する区市町村及び近隣県市等との連絡調整

1-2. 詳細な取組内容

（1）避難行動要支援者対策（福祉支援班、医療健康班）

①発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

ア 避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供

災害が発生した時、又は災害が発生するおそれがある時、市は、事前に作成したすべての避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）情報について、状況に応じて避難支援等関係者に提供する。

イ 避難支援等関係者等による避難支援の実施

名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿情報に基づき、避難行動要支援者の避難支援を実施する。ただし、民生・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、町会・自治会・マンション管理組合、地域包括支援センター等の避難支援等関係者については、本人及びその家族等の生命及び身体の安全を確認のうえ、可能な範囲で避難支援を行う。

ウ 避難行動要支援者への情報伝達

市が避難準備情報を発令した場合、避難支援等関係者は、名簿情報を活用し、避難行動要支援者に着実に情報伝達を行うとともに、避難行動要支援者の早い段階での避難行動の促進を図る。

エ 多様な手段による情報伝達

市は、防災行政無線（同報系）や広報車による情報伝達のほか、市ホームページ、三鷹市公式 Twitter、安全安心メール等、複数の情報伝達手段を有機的に組み合わせて避難行動要支援者及び避難支援等関係者への情報伝達に努める。

②福祉支援班を中心とした対応

ア 高齢者や障がい者については、福祉支援班が中心となり、安否確認を含む状況の把握、避難支援、避難所生活支援、福祉避難所入所などのサービスの提供等に取り組む。

イ 福祉支援班は、各施設、市保健活動チーム、社会福祉事業者等からの情報を一元的に集約するなど、高齢者や障がい者対応に必要な総合調整を行う。

③安否確認と福祉ニーズの把握

ア 障がい者、要介護者、ひとり暮らしの高齢者の安否・所在確認及び避難支援を、町会・自治会、マンション管理組合等の小地域での市民相互の支え合い、さらに消防署等関係機関、民生・児童委員、地域住民、社会福祉事業者等の協力を得て迅速に行う。

イ 避難行動要支援者の適切な支援を実施するため、発災後、2、3日を目処に実態調査を実施し、福祉ニーズの把握に努める。

④緊急援護の実施

福祉支援班は、避難行動要支援者実態調査の結果に基づき、必要な場合は救護所、医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係機関との協議を行い、緊急援護を実施する。

ア 救急入院・緊急一時入所

避難所での生活が困難で、援護を必要とする避難者又は被災による事情により在宅で十分に介護できない在宅避難者に対して、病院、特別養護老人ホーム、障がい者入所施設、乳児院等への緊急入院・緊急一時入所を実施する。

イ 在宅介護

ホームヘルプサービス、入浴サービス、介護方法の訪問指導などを必要に応じて実施する。

⑤福祉避難所への振分

一般避難所に移動した後、必要が発生した場合には、要介護度や障がいの程度、家族の有無、医療行為や医療的ケアの必要性などによるニーズと福祉拠点等の受け入れ可能数を把握し、福祉避難所へ適切に振り分ける。

（2）外国人支援対策（本部会議班、三鷹国際交流協会）

三鷹国際交流協会との連携により、次のような応急対策を実施していく。

①災害時外国人支援センターの開設・運営

ア 開設：震度6弱以上又は必要と認める場合

イ 開設場所：三鷹国際交流センター

②災害時外国人支援センターの役割

ア 災害情報の収集・提供

イ 通訳翻訳ボランティアの確保・派遣

ウ 外国人被災者の安否確認

エ 避難所等における外国人への情報提供

オ 外国人からの生活相談

カ 東京都災害ボランティアセンターへのボランティア派遣要請

キ 国際交流団体のネットワークを活用した受援

2. 避難所生活等の支援

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（本部会議班、福祉支援班、医療健康班、地域支援班、学校避難所班）	○要配慮者の支援 ○災害時に緊急の対策が必要な要配慮者への対策 ○避難所における女性・乳幼児・子育て世帯への配慮 ○避難所運営における女性の参画 ○避難所における外国人への配慮
都福祉保健局	○避難所及び福祉避難所開設状況の把握

	○福祉避難所等への福祉専門職派遣による運営支援 ○保健医療調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整を図る。
--	--

2-2. 詳細な取組内容

（1）要配慮者の支援（福祉支援班、医療健康班）

①避難所生活の支援

- ア 災害時に避難所となるコミュニティ・センター、学校等においては、必要に応じて要配慮者用の居住スペースを確保し、要配慮者の負担の軽減を図る。
- イ 福祉用具の優先供給に関する協定の締結団体等を通じ、要配慮者が避難所で生活するうえで必要な福祉機器の確保を行う。
- ウ 高齢者や障がい者等で福祉的配慮が必要な避難者が避難している避難所については、当該避難者向けの洋式仮設トイレ等を優先的に配置するとともに、必要な福祉機器を福祉用具の優先供給に関する協定の締結団体等から調達する。
- エ 各避難所運営マニュアルに従い、避難所における要配慮者への配慮や支援を実施する。
- オ 要配慮者対応には大勢の支援が必要であるため、ほかの避難者やボランティアにも協力を求め、支援する。
- カ 避難所運営に関して高齢者や障がい者等への福祉的配慮などの観点から以下の点に留意する。

【避難所での留意事項】

- （ア）要配慮者はできるだけ条件の良い場所へ避難させるようにする。
- （イ）視覚障がい者、聴覚障がい者への災害情報提供に配慮する。
- （ウ）避難者の体力又は病状等により、避難所での生活が困難な方については、適切な施設へ入所の要請などを行う。
- （エ）要配慮者の視点に配慮した避難所運営を行う。

②相談窓口の設置

福祉支援班は、医療健康班と連携し、高齢者及び障がい者等支援に関する相談窓口を開設する。

③医療等の体制

透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、市は、都及び関係機関等との連携による医療体制の強化に努める。

また、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談の実施や、都の巡回精神相談チーム等によりメンタルヘルスケアを実施する。

④仮設住宅

仮設住宅を建設するに当たっては、必要に応じ高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。入居者の選定時には、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努める。

（2）災害時に緊急の対策が必要な要配慮者への対策（福祉支援班、医療健康班）

①透析患者等への対応

ア 透析患者への対応

慢性腎不全患者の中でも血液透析を受けている患者については、災害時にも平時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。市は、透析患者の所在情報提供などで都に協

力し、都は、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。

イ 在宅難病患者への対応

人工呼吸器や酸素吸入装置等を使用している在宅難病患者などは、病勢が不安定になるとともに専門医療を要することから、災害時は自宅療養の継続又は医療施設などに救護する必要がある。このため、市は平時から対象者の把握を行うとともに、医療機関、保健所及び消防署と連携し、災害時における在宅難病患者の医療継続、搬送及び救護の体制整備に努める。

②避難所における生活の支援

避難所では、電源の安定供給等を確保した当該避難者への必要な医療の提供可能な専用の避難スペースを用意するよう努める。

③医療提供施設への移動

必要な医療が提供できない施設にいる場合は、最優先で提供可能施設へ移送する。

④医療継続体制の確保

市は、医療機関と連携のうえ必要な医療を継続できるように関係機関の調整を行い、医療継続体制を確保する。

⑤医薬品等の確保

医療機関や薬剤師会と連携して、医薬品や医療資機（器）材の継続的確保に努める。

（3）避難所における女性・乳幼児・子育て世帯への配慮（地域支援班、学校避難所班）

ア 避難所においては、男女別の更衣室、トイレ、洗濯物干し場、授乳室、女性の専用室等の設置のほか、生理用品や女性用下着の女性による配布など、女性、乳幼児等のニーズに配慮した避難所の設営及び運営を行う。

イ パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など、避難所における安全性の確保を行い、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

ウ 子どもが安全に遊べる空間を確保するとともに、乳幼児のいる家庭用エリアを設定し、子育て家庭の人が互いに相談し合えるような空間を確保する。

エ 避難所においては、保護者とともに、男女を問わず大人が協力して子どもを育て、見守りながら生活していく。

オ 女性医師・保健師や女性相談員による相談サービスを提供するとともにその周知に努める。

（子育てに関する悩み、女性に対する暴力に関する悩み等）

カ 避難所等において、女性に対する暴力を防ぐため、以下の取組を行う

（ア）警察など関係機関における警備強化

（イ）性犯罪や配偶者間暴力等についての相談サービスの提供とその周知

（ウ）安全な環境の整備

（エ）女性への注意喚起（人目のないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときには声を掛け合うなど）

キ 妊婦については、三鷹市助産師会と連携し、病院・産院への迅速な搬送や負担の大きな業務に従事させないことなど、特段の配慮を行う。

（４）避難所運営における女性の参画（地域支援班、学校避難所班）

避難所の運営においては、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

また、必要に応じて、避難所に意見箱を設置し、避難者の意見を反映した避難所運営に努める。

（５）避難所における外国人への配慮（本部会議班、三鷹国際交流協会、東京都）

①避難所における支援

同一国又は同一言語の外国人については、本人の意向を確認し、できるだけ同じ避難所での避難生活を促し、通訳ボランティアの派遣等により生活支援を行っていく。

また、やさしい日本語であれば理解できる外国人については、避難生活の中での会話や情報伝達に配慮をしていくことで、日本人と同様の避難生活を送ることが可能である。

さらに、外国人への様々な情報伝達手段として、各避難所には「災害時に役立つ外国語表示シート」が配備されているので、これらを活用してコミュニケーションを図っていく。

②東京都との連携

大災害が発生した場合、東京都に外国人災害時情報センターが設置され、外国人が必要とする情報の収集・提供のほか、東京都災害（語学）ボランティアの派遣、災害情報の翻訳、被災者臨時相談窓口の開設等が行われる。

市本部は、東京都外国人災害時情報センターから外国人が必要とする情報提供を受け、外国人に伝えるほか、三鷹市災害時外国人支援センターから東京都災害ボランティアセンターを経由して、通訳ボランティアの派遣要請を行う。

